

国立大学法人鹿児島大学非常勤職員給与規則一部改正新旧対照表(抜粋)(案)

(新)	(旧)
<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第4条 非常勤職員のうち定時勤務職員の給与は、勤務1日当たりの給与(以下「日給」という。)及び諸手当とし、短時間勤務職員の給与は、勤務1時間当たりの給与(以下「時間給」という。)及び諸手当とする。</p> <p>2 諸手当は、<u>超過勤務手当、夜勤手当、オンコール手当、宿日直手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</u></p> <p>(給与の計算期間及び支給日)</p> <p>第5条 非常勤職員の給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)の計算期間は、支払月の前月の1日からその月の末日までとする。</p> <p>2 非常勤職員の給与の支給日は、支払月の17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。</p> <p>(1) 17日が日曜日に当たるとき 15日</p> <p>(2) 17日が土曜日に当たるとき 16日</p> <p>(3) <u>17日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる</u>とき 18日</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第4条 非常勤職員のうち定時勤務職員の給与は、勤務1日当たりの給与(以下「日給」という。)及び諸手当とし、短時間勤務職員の給与は、勤務1時間当たりの給与(以下「時間給」という。)及び諸手当とする。</p> <p>2 諸手当は、<u>超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</u></p> <p>(給与の計算期間及び支給日)</p> <p>第5条 非常勤職員の給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)の計算期間は、支払月の前月の1日からその月の末日までとする。</p> <p>2 非常勤職員の給与の支給日は、支払月の17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。</p> <p>(1) 17日が日曜日に当たるとき 15日<u>(15日が休日に当たるときは、18日)</u></p> <p>(2) 17日が土曜日に当たるとき 16日</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p>
<p>(夜勤手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(オンコール手当)</p> <p>第9条の2 <u>定時勤務職員のうち医員及び医員(研修医)(医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)第4条又は第5条に規定する者を除く。)が宿日直医師からの要請(オンコール)により診療に従事した場合は、職員給与規則第35条の2に定める常勤の職員のオンコール手当に準じてオンコール手当を支給する。</u></p>	<p>(夜勤手当)</p> <p>第9条 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成17年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p>

